

「大阪府密集市街地整備方針」改定（案）に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- 募集期間：令和8年2月13日（金曜日）から令和8年3月16日（月曜日）まで
- 募集方法：インターネット（電子申請）、郵送、ファクシミリ
- 募集結果：2名から2件のご意見をいただきました。（本計画に関係のない意見を除く。）
寄せられたご意見等及びこれに対する大阪府の考え方は次のとおりです。
なお、ご意見等は原文のとおり掲載しています。

	ご意見等	大阪府の考え方
1	昭和と平成と令和の表記が見られませんが、何年前のことかわかりにくいです。西暦も併記していただけないでしょうか。	年号の記載方法については元号を基本としております。 なお、長期的に管理が必要なものや、海外向けに発信するものについては西暦または併記による記載とさせていただきます。
2	<p>○（「改定（案）」5ページ）「危険密集」の「未解消面積」のうち、大阪市分の面積は「改定（案）」では89ha、大阪市密集住宅市街地整備プログラム「中間見直し案」では90haと異なります。同じ区域について、同時期に公表される同様の方針で数値が異なるのは妙な感じがします。 ⇒面積を①統一するか、②統一しない場合は、面積の差異について注釈を加えてください。</p> <p>○大阪市の防災街区F、豊中市の大島町、門真市の石原町・大倉町あたりは5年間での目標達成（危険密集の解消）は、これまでの施策の延長のままでは難しいか無理だと思います。 ⇒可能であれば、「第4章 具体的な取組」あたりに身近な道路・公園等の用地取得にかかる施策について「改定（案）」よりもっと強く打ち出してください。</p> <p><補足> 数十年前から国の事業（木造賃貸住宅地区総合整備事業）を導入している門真市石原町・大倉町を例とすると、①道路については、拡幅計画幅のうち4m以下の私道部分も半額で買う、②公園・広場は道路の交差点を中心に小規模でも買うなど用地取得にかかる施策を豊かにし、見合ったマンパワーを投入しないと、5年間で危険密集の解消は無理でしょう。</p> <p>ちなみに、同時期から同事業を導入している東京都豊島区東池袋地区では、阪神大震災（1995年）をきっかけに仕切り直し、都・区が協働で用地取得など事業を展開してきており、不燃領域率は1997年・26%から2011年・55%へと倍増しています。</p> <p>○「整備アクションプログラム」に基づく進捗管理を実りあるものにし、目標達成に向け頑張ってください。</p>	<p>改定（案）5ページに記載している「危険密集」の未解消面積については、大阪市密集住宅市街地整備プログラム「中間見直し案」の進捗状況に記載されている街区面積の合計値（実際の数値）と同じ数値となっております。</p> <p>危険密集市街地の解消に当たっては、老朽建築物の除却・建替えの促進に加え、道路・公園等の整備や、これらに必要な用地確保を進めることが重要であると認識しています。ご指摘のとおり、地区の状況によっては、用地取得を含めた取組を集中的かつ計画的に進める必要があると考え、引き続き道路・公園等の用地取得を進めるとともに、今回の改定では、行政による買収除却を重点取組としており、積極的な取組を推進してまいります。</p> <p>改定（案）「第4章 具体的な取組」に基づき、今後も関係市と連携し、国の既存制度や他都市の取組事例を踏まえながら、各地区の実情に応じた取組を総合的に推進してまいります。</p> <p>なお、具体的な事業手法や執行体制については、地区の状況や事業の進捗、権利者の意向等も踏まえながら、事業主体である市において検討・実施されるものですが、府としても、制度活用や事業推進に向けた助言・支援等に努めてまいります。</p> <p>目標達成に向けては、「整備アクションプログラム」に基づき、適切に進捗管理を行い、取組状況を踏まえながら必要な対応を図ってまいります。</p>